

『既に有限責任会社（LLC）の持分を保有している外国投資家が、新規に設立される別の LLC への投資を行う場合の留意点』

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査時点 2010 年 2 月 10 日

サウジアラビア（以下「サウジ」という）法に基づいて設立された有限責任会社（Limited Liability Company ; LLC）の持分を既に保有している外国投資家が、サウジにおいて新たに別の有限責任会社を設立することは可能である。

その場合に必要となる手続は、有限責任会社の持分を保有していない外国投資家が有限責任会社を新たに設立する場合の手続とおおむね同一である（有限責任会社の持分を保有していない外国投資家が有限責任会社を新たに設立する場合の手続に関する詳細は、日本貿易振興機構（ジェトロ）のウェブサイト『[サウジアラビアにおける新事業体の設立手続の概要（外国投資ライセンス取得手続、商業登記等を含む）](#)』参照）。また、既に有限責任会社の持分を保有している外国投資家が、自己を含む外国投資家のみが 100%の持分を保有することになる有限責任会社を新設する場合と、外国投資家とサウジの投資家が共同して持分を保有することになる有限責任会社を新設する場合のいずれにおいても、有限責任会社の持分を保有していない外国投資家が有限責任会社を新たに設立する場合との間で手続的な差異はほとんど見受けられない。

もともと、新たな有限責任会社の設立に際しては、サウジアラビア総合投資院（Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA、以下「SAGIA」という）により、当該外国投資家が既に持分を保有している有限責任会社に関する詳細な説明が求められる。それとともに、当該有限責任会社に関するザカート・所得税局（Department of Zakat and Income Tax ; DZIT）の最新の証明書や、場合によっては、当該有限責任会社の監査済み財務諸表の提出が求められることもある。また、SAGIA は、既存の有限責任会社が、サウダイゼーション政策（Saudisation Policy）を含むサウジの法規制に従っていることを確認するための情報を要求してくることも考えられる。

既に有限責任会社の持分を保有している外国投資家が新たに別の有限責任会社を設立する場合に、新たに設立する有限責任会社の定款に定める事業の内容が、既存の有限責任会社の定款に定める事業の内容と重複する場合には、新規の外国投資ライセンスの取得に当たり SAGIA から説明を求められる可能性がある。

る。従って、新たに設立する有限責任会社の定款に定める事業の内容が、当該外国投資家により既に保有されている有限責任会社の定款に定める事業の内容と重複しないようにする必要があることに留意されたい。

既に有限責任会社の持分を保有している外国投資家が新たに別の有限責任会社を設立する場合に必要な期間が、有限責任会社の持分を保有していない外国投資家が有限責任会社を設立する場合と比較して、どの程度長期化する可能性があるかを正確に予想することは難しい。ただし、SAGIA から既存の有限責任会社に関する上記のような説明や情報開示の要求がなされる可能性があることに鑑みると、4 週間以上長期化する可能性もあることに留意が必要であろう。

【関連法規・制度】

[サウダイゼーション・ガイドブック](#)

【関連 URL】

Department of Zakat and Income Tax ; DZIT (ザカート・所得税局)

<http://www.dzit.gov.sa/en/index.shtml>

Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA (サウジアラビア総合投資院)

<http://sagia.gov.sa/>

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010 年 2 月 10 日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。